

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について</p>	<p>平成24年12月13日 保安課</p>
----------------------------	---	----------------------------

1 経緯等

(1) 「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」(平成23年10月総務省)

指定試験機関が行う遊技機の型式試験に係る手数料について、相当の収入超過が生じており、これを割り引く余地があるとの指摘。

(注) 収入超過の主たる要因は、試験途中で不適合となることが判明した場合、申請者の希望に応じ、その段階で試験を終了して結果書を交付する運用(以下「即交付運用」という。)を行っていることにある。

(2) 手数料標準額の見直しの観点

- 即交付運用により削減される費用を減じる
- 試験機器の最新化による遊技機の複雑化への対応や試験事務の合理化の実態を反映させる
- 人件費等の単価を最新のものとする
- その他試験業務の実態を反映させる

(注) 都道府県は、手数料の徴収について、風営法施行令で定める額を徴収することを標準として条例を定めることとされている。

2 政令案の概要

(1) 遊技機の型式試験等に係る手数料標準額の見直し(令第10条の2)

上記観点から型式試験に係る手数料標準額を改めるとともに、型式試験と同じ内容の試験事務を含む遊技機の認定、遊技機の型式の検定及び指定試験機関が行う遊技機試験についても、それぞれの実態を踏まえつつ手数料標準額を改める。

(2) 風俗営業の許可等に係る手数料標準額の見直し(令第16条)

風俗営業の許可及び遊技機の変更の承認についても、遊技機の認定等と同じ内容の事務を含むこと等から、それぞれの実態を踏まえつつ手数料標準額を改める。

3 意見公募手続の実施

政令の改正案について、平成24年12月14日(金)から平成25年1月12日(土)までの30日間、行政手続法第39条の規定に基づき、その概要を公示し、広く一般の意見を求める。

公安委員会  
説明資料No. 2

警察庁長官に対する開示請求の決定  
について(行政機関情報公開法関係)

平成24年12月13日  
総務課

(略)

### 1 刑法犯認知・検挙状況

	H24.1~11	H23.1~11	増減数	増減率(%)
認知件数	1,279,045	1,368,997	-89,952	-6.6
検挙件数	410,976	433,125	-22,149	-5.1
検挙人員	266,293	282,734	-16,441	-5.8
うち少年の検挙人員	60,040	71,390	-11,350	-15.9
検挙率(%)	32.1	31.6	+0.5	ポイント

### 2 主な特徴点（前年同期比）

#### (1) 認知件数の減少

- 刑法犯認知件数は平成15年以降連続して減少(平成14年から半減)。
- 包括罪種では、窃盗犯は84,708件(-8.1%)、知能犯は683件(-1.8%)、凶悪犯は33件(-0.5%)それぞれ減少。凶悪犯のうち、強盗は横ばいであるが、路上強盗が増加し、侵入強盗(金融機関・深夜飲食チェーン店対象等)が減少。
- 刑法犯認知件数の減少数の94.2%を窃盗犯が占める。

#### (2) 粗暴犯、風俗犯の増加

- ほとんどの罪種や手口の認知件数が減少している中、粗暴犯は5,309件(9.4%)、風俗犯は968件(9.5%)それぞれ増加。

#### (3) 検挙率の上昇

- 認知件数、検挙件数ともに減少する中、検挙率は32.1%で0.5ポイント上昇。

#### (4) 重要犯罪、重要窃盗犯の状況

- 重要犯罪の認知件数は480件(3.7%)増加したが、その主な要因は強制わいせつ471件(7.4%)の増加で、殺人、放火は減少。検挙件数は422件(5.0%)増加、検挙率は66.2%で0.8ポイント上昇。
- 重要窃盗犯の認知件数は15,983件(-10.3%)、検挙件数は4,877件(-6.3%)それぞれ減少し、検挙率は52.3%で2.3ポイント上昇。

### 3 今後の犯罪抑止対策

- 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進
  - ・ 犯罪情勢分析と犯罪抑止計画に基づく警察活動の展開
- 関係機関・団体、事業者等との連携強化
  - ・ 官民連携による犯罪抑止対策の推進
- 防犯ネットワークによる主体的な自主防犯活動の促進
  - ・ 地域住民、事業者等が自ら企画・立案し、自ら行動する防犯活動の促進
- 初動捜査の高度化と的確な捜査指揮
  - ・ 客観的証拠の収集と的確な捜査指揮による検挙活動の推進
- 捜査の科学化の推進
  - ・ DNA型鑑定等の科学技術を最大限活用した検挙活動の強化

1 事案概要  
別添「事件一覧表」のとおり

2 主な反省教訓事項

- (1) 遠隔操作等の可能性に対する認識不足  
遠隔操作による犯行予告事件は、国内において例がなかったことなどから、その可能性を十分に念頭に置いた捜査方針が樹立されず、IPアドレスを過大に評価し、その他の証拠による裏付け捜査が徹底されなかった。
- (2) 部門間の連携不足  
各捜査部門、情報通信部門との間で、正確かつ十分な情報共有がなされなかったなど、連携が不足していた。
- (3) 逮捕判断時における検討不足  
無差別殺人等に発展するおそれを考慮して早急に被疑者を逮捕したが、動機解明等、犯人適格性に関する検討が不十分なものも認められた。
- (4) 供述に対する吟味不足等
  - ア 自白事案における供述吟味不足  
不合理・不自然な供述が認められたのにもかかわらず、供述の信用性について十分な検討がなされなかった。
  - イ 否認事案における供述吟味及び裏付け捜査不足  
否認する被疑者の供述について、十分な取調べ及び供述の吟味がなされず、その犯行の可能性を打ち消すための捜査が徹底されなかった。  
被疑少年の供述が変遷した事案では、少年の特性を視野に入れた検討も不十分であった。

3 今後のサイバー犯罪捜査の在り方 【刑事・生安・情通局長連名通達】

- (1) サイバー犯罪に対する意識改革
  - ア サイバー犯罪捜査に係る知識の底上げ
  - イ 部門間の連携強化
  - ウ 官民の連携推進
- (2) 捜査指揮の徹底
  - ア 証拠の総合的な評価
  - イ 供述内容の多角的な吟味
    - (ア) 捜査幹部による供述の吟味
    - (イ) 供述の吟味に資する証拠の収集
    - (ウ) 積極的な供述吟味担当官の設置
  - ウ 取調べ指揮
- (3) サイバー犯罪捜査上の具体的留意事項等  
※ 平成24年11月7日付け、関係課長連名通達において具体的に指示
  - ア 証拠の解析・分析の徹底
  - イ ログの迅速な確保
  - ウ 捜査力・解析力の向上

4 その他

- (1) 平成20年4月以降に検挙したインターネットを利用した犯行予告事件（不起訴事件等を除く。）のうち、被疑者が否認をしていた事件及び取調べにおいて供述の変遷があった事件について、各都道府県警察において、被疑者以外の第三者による犯行の可能性はないか検証を行ったが、本件以外でその可能性は認められなかった。
- (2) 本件検証結果を踏まえ、この種事件の今後の捜査の在り方について意思統一を図るため、12月18日、各都道府県警察の刑事指導及びサイバー犯罪捜査担当者を警察庁に招致し、全国会議（インターネット利用犯行予告・ウイルス供用事件対策会議）を開催する予定。

## 1 背景

「捜査手法、取調べの高度化プログラム」（平成24年3月）においては、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、取調べの高度化・適正化等を推進することとされた。

※ 捜査手法、取調べの高度化プログラム

### 2 (1)

ア 取調べの適正性を確保しつつ、真実の供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策等を始めとする心理学的な手法等を取り入れることにより、取調べ技術の体系化を図る。

エ 実例に基づいたロールプレイング方式の研修・訓練を積極的に取り入れるなど、取調べ技術を向上させるための実践的な研修・訓練の充実を図る。

## 2 主な取組

### (1) 取調べ教本の作成

科学警察研究所（犯罪行動科学部捜査支援研究室）の協力を得て、取調べ教養において活用すべき教本として、別添の「取調べ（基礎編）」を作成。

本教本については、取調べと関連する心理学の知見を取りまとめつつ誘導的な質問を行わないなどの質問方法の工夫や取調べ官の聴取姿勢等、取調べの相手方から可能な限り正確な情報をより多く引き出すための基本的な手法等を整理したもの。

### (2) 警察大学校取調べ専科における教養の実施

本年9月に実施した警察大学校取調べ専科において、心理学の知見を踏まえて整理された取調べの基本的手法等を習得させるためのロールプレイング方式の演習等を科学警察研究所との協働により実施。

### (3) 取調べ研修・訓練のための体制整備

取調べ技術の体系的整理及び研修・訓練並びにそれらに必要な調査研究を進めるための体制整備に向けた取組を推進。

## 3 今後の方針

○ 警察大学校、管区警察学校及び都道府県警察学校において実施される取調べ専科等において、上記教本を活用して教養を行うとともに、ロールプレイング方式の研修・訓練を積極的に取り入れるなどにより、取調べに従事する警察官一人一人が心理学の知見を踏まえて整理された基本的手法等を習得できるようにする。

○ 上記基本的手法等を土台とした上で、被疑者取調べの一般的手法、否認又は黙秘する被疑者等、被疑者の特性等に応じた取調べ手法について、逐次体系的に整理していくこととする。

1 発生日時

平成21年5月1日午後8時30分頃から翌2日午後零時頃までの間

2 発生場所

あまぐんかにえちよう  
愛知県海部郡蟹江町地内 被害者A女方

3 被害者

(1) 死亡

ア A女 当時57歳

イ B男 当時26歳

(2) 負傷

C男 25歳

4 被疑者

国籍 中華人民共和国

29歳

5 事案の概要

被疑者は、上記日時場所において、A女を外傷性脳障害、B男を左肺動脈切断による出血性ショック死により殺害し、同日午前2時25分頃、帰宅したC男を殺害しようとしたが背部刺創等により全治約2週間を要する傷害を与えたに止まり目的を遂げなかったもので、その際、C男所有の現金等を強取したものの。

6 捜査の経過

愛知県警察において捜査本部を設置して捜査中のところ、現場鑑識活動により採取した資料と、本年10月19日に三重県警察が窃盗で逮捕した被疑者の資料が合致したことから、12月7日、強盗殺人及び強盗殺人未遂で逮捕したもので、事件の全容解明に向けて鋭意捜査を推進中

1 検挙状況（12月13日（期日前3日）午前8時現在）

区分	今回（46回） （H24. 12. 13現在）		前回（45回） （H21. 8. 27現在）		増 減	
	件数	人員 逮捕	件数	人員 逮捕	件数	人員 逮捕
自由妨害	8	8	15	15	-7	-7
その他	0	0	0	0	0	0
合計	8	8	15	15	-7	-7

（注）今回及び前回の件数は、いずれも期日前3日のものである。

2 主な検挙事例

- 選挙運動用ポスター毀棄（広島ほか4府県）
- 街頭演説妨害（大阪、神奈川）
- 選挙運動用自動車に対する汚損（大阪）

3 警告件数（12月9日（期日前7日）現在）

（単位：件）

区分	今回（46回） （H24. 12. 9現在）		前回（45回） （H21. 8. 23現在）		増 減	
	解散～現在 （24日間）	解散～現在 （24日間）	解散～現在 （34日間）	解散～現在 （34日間）	解散～現在	解散～現在
文書頒布	141	138	150	138	-9	0
文書掲示	1,664	1,335	2,338	990	-674	345
言論	17	17	33	22	-16	-5
その他	19	19	45	26	-26	-7
合計	1,841	1,509	2,566	1,176	-725	333

※ 解散年月日及び解散後の1日あたりの警告件数（合計/日数）

○ 46回 平成24年11月16日 1日あたり63件

○ 45回 平成21年7月21日 1日あたり35件

（小数点以下は四捨五入）

公安委員会 説明資料No. 8	福岡県で発生した拳銃使用による事業者襲撃事件の検挙について	平成24年12月13日 暴力団対策課
--------------------	-------------------------------	-----------------------

福岡県警察は、平成24年12月6日、同年1月17日に発生した指定暴力団五代目工藤會傘下組織幹部らによる建設会社社長に対する拳銃使用の殺人未遂事件を検挙した。

#### 1 被疑者

- (1) 住居 福岡県遠賀郡岡垣町居住  
職業 (指定暴力団五代目工藤會傘下組織幹部)  
(38歳)
- (2) 住居 福岡県鞍手郡鞍手町居住  
職業 (指定暴力団五代目工藤會傘下組織組員)  
(35歳)

#### 2 被害者

福岡県中間市  
建設会社 (元代表取締役社長)  
A氏 (53歳)

#### 3 事案の概要

被疑者らは共謀のうえ、平成24年1月17日早朝、福岡県中間市内の路上において、当時建設会社の代表取締役社長であった被害者に対して、拳銃を発射して重傷を負わせたものである。

#### 4 参考

- 事業者襲撃等事件の発生状況
  - ・平成19年から平成24年9月末までの全国の発生状況  
114件発生 (うち30件検挙)  
うち福岡県 68件発生 (うち8件検挙)
  - ・平成24年中の福岡県の発生状況  
13件発生 (うち1件検挙)



## 1 北朝鮮の動向

- 12月1日、「人工衛星」と称するミサイルを発射すると発表。  
※ 当初の発射予告期間：12月10日から12月22日までの各日  
午前7時から午後0時までの間
- 12月10日、「技術的欠陥」を理由に予告期間を12月29日まで延長すると発表。
- 12月12日午前9時49分頃、「人工衛星」と称するミサイルを発射。
- 同日、「人工衛星」打ち上げに成功し、「衛星」は軌道に乗ったと発表。

## 2 政府の対応

### (1) 発射に備えた対応

- 12月1日、北朝鮮によるミサイル発射発表を受け、総理指示を発出したほか、関係省庁局長級会合、関係閣僚会合等を開催。
- 12月7日、安全保障会議を開催し、対応について審議。
- 12月9日午後1時、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関する官邸対策室を設置。

### (2) 発射後の対応

- 12月12日、ミサイル発射情報を入手後直ちに、国民、地方公共団体及び報道機関等に対してエムネット及びJアラート等で伝達。
- 同日、安全保障会議を開催。総理から、以下の3点について指示。
  - ① 「人工衛星」と称するミサイルが通過したと判断される地域に重点を置いて、落下物等による被害がないか、あらためて確認を行うこと。
  - ② 北朝鮮の今後の動向を含めた情報収集を一層徹底すること。
  - ③ 米国、韓国、中国及びロシアをはじめとする関係諸国と連携しつつ対処すること。

## 3 警察の対応

### (1) 発射に備えた対応

#### ア 警察庁の対応

- 12月1日、北朝鮮のミサイル発射発表を受け、情報収集等を強化。
- 12月9日午後1時、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射動向に関する警察庁対策本部を設置。
- 12月10日、国家公安委員会委員長室において、対策会議を開催。

#### イ 都道府県警察の対応

- 情報収集を強化するとともに、国内重要施設等に対する警戒警備を徹底。
- P A C - 3 の配備に伴い、警戒警備を実施。
- ミサイルが領土内に落下した場合に備え、石垣、宮古両島への沖縄県外府県警察からのNBC部隊等の特別派遣、沖縄県警察における即応態勢の確立等の事前対策を実施。

### (2) 発射後の対応

- 都道府県警察に対し、情報収集活動、重要施設等の警戒警備の強化を指示。
- 沖縄県警察では、ヘリコプターによる情報収集を実施。  
※ 現時点、ミサイル発射に係る被害等の報告はない。

### (3) 今後の対応

- 政府の対応を踏まえ、情勢に応じた情報収集及び警戒警備を推進。